主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

を及ぼすことが明らかな法令適用の誤がある、というのである。 よつて按ずるに、原判決挙示の各証拠及び記録編綴の甲府地方法務局吉田出張所登官吏C認証の昭和三十五年十月九日付株式会社Aの登記簿謄本の記載を総合ついては許可期限五ケ年の各営業の許可を受け、ては許可期限永久、飲食店営業については許可期限五ケ年の各営業の許可を受け、爾来右各営業を継続していたが、その後、右Aの設備を使用して旅館業及び料理飲食業その他の営業を目的とする株式会社Aが設立せられ、B、Dほか一名が取締役に就任し、会社を代表する取締役がBと定められ、昭和三十三年二月六日その登記手続がなされたこと及び同年四月十六日会社の営業目的が旅館及び料理飲食業その他のに附帯する一切の業務に変更され、同月十七日その旨の登記手続がなされたことが明らかである。

〈要旨〉しかし、売春防止法第十一条第一項にいわゆる「場所を提供した者」 は、その提供した場所について事実</要旨>上の支配力を有する者であれば足りるの であつて、必ずしも所論のように売春を行う場所として提供された旅館等の経営者 や会社たる旅館等の代表取締役などを指称するものでないことは、いうまでもないところである。そして、原判決挙示の各証拠を総合すれば、被告人は、主として原判示Aの帳場においてその従業員を指揮、監督し、宿泊客等を客室に案内させ、宿 泊客等から従業員を介して宿泊料等を受け取り、あるいは宿泊客等の依頼によつて 芸妓を呼び寄せ、その宿泊客等から遊興費等を受け取つたりして事実上右旅館の営 業を主宰していた事実が認められるのであるから、被告人が株式会社Aの単なる取 締役であつて、会社を代表する権限がないからといつて、右認定のような同旅館に 対する事実上の支配関係を否定し去ることはできない。なお、旅館の経営者が宿泊 客等に客室を提供しても、これによつて経営者が客室の占有権を失うものではない ものと解すべきであり、前記認定のとおり、被告人は、旅館Aの営業を主宰してい たのであるから、同旅館の客室に対する占有権をも有していたものと認むべく、被 告人が宿泊客等に客室を提供してもこれによつて被告人か右客室に対する占有権を 失うものではないと解すべきである。そして、原判決挙示の各証拠によれば、被告 人は、原判示宿泊客らの注文により原判示各芸妓らが右宿泊客らに売春することの 情を知りながら、同芸妓らを原判示Aに呼び寄せたばかりでなく、同旅館の従業員をして、売春の相手方たる宿泊客らの客室に、右芸妓らが宿泊するための寝具等を 用意させ、もつて、その売春について便宜を図ったことが認められるから、原判示 各売春の事実は、いずれも被告人不知の間に行われたものであるということはでき ない。

従つて、原判決には、なんら所論の違法はなく論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 下村三郎 判事 高野重秋 判事 堀義次)